

地域包括支援センター 管理者  
居宅介護支援事業所 管理者  
総合事業指定事業所 管理者 } 様

大田区福祉部元気高齢者担当課長

田中 ひろ子

令和 4 年度大田区介護予防・日常生活支援総合事業における報酬改定等について（通知）

平素より、大田区の高齢福祉施策に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、介護職員の処遇改善に係る令和 4 年度報酬改定（介護職員等ベースアップ等支援加算）に伴い、大田区介護予防・日常生活支援総合事業においても、令和 4 年 10 月実績分より報酬改定を実施いたします。つきましては、必要な手続等について、適宜ご対応をお願いいたします。

なお、変更後のサービスコード表及び単位数マスタ（CSV）は、後日、区ホームページ及びケア倶楽部に掲載しますので、ご確認ください。

よろしく願いいたします。

## 記

### 1 方針

大田区では、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算について、加算取得に係る申請等、介護事業者の負担を軽減するため、加算を設定せず基本報酬の増額により対応した。このため、介護職員等ベースアップ等支援加算についても、同様の考え方により基本報酬を増額する形で対応する。

### 2 改定内容

#### (1) 第 1 号訪問事業（A3）

算定項目	現行単位数		改正後単位数
生活力アップサポート	278 単位/回		285 単位/回

#### (2) 第 1 号通所事業（A7）

算定項目	現行単位数		改正後単位数
はつらつ体力アップサポート	334 単位/回		338 単位/回
いきいき生活機能アップサポート	385 単位/回		389 単位/回

### 3 改定日

令和 4 年 10 月 1 日

### 4 参考通知等

- (1) 令和 4 年 4 月 14 日公布「厚生労働省告示第 161 号」
- (2) 令和 4 年 8 月 15 日付け厚労省事務連絡「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について（その 1）」

大田区 福祉部 高齢福祉課 高齢者支援担当  
電話 03-5744-1407  
担当 渡部・河本・卯木